

訪問看護医療情報連携加算について

江東区医師会訪問看護ステーションでは、令和 8 年 6 月より「訪問看護医療情報連携加算」を算定いたします。この加算は、ICT（情報通信技術）を活用して、医療機関などから提供された診療情報を訪問看護に活用し、利用者様の状態に応じた計画的で質の高い訪問看護を行うことを目的としたものです。

当ステーションでは、ICT を活用して診療情報を迅速に共有・取得し、訪問看護計画の作成や見直しに活用することで、より適切な訪問看護の提供に努めてまいります。

皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 対象となる方 医療保険で訪問看護を受けている利用者様

2. 算定の要件

以下の要件を満たした場合に算定します。

1. ICT を活用して、他の保険医療機関等から診療情報の提供を受けていること
2. 受け取った診療情報を、訪問看護計画の作成・見直しに活用していること
3. 活用した診療情報の内容や活用した事実を、訪問看護記録書・訪問看護計画書に記録していること
4. 該当月に訪問看護療養費（基本部分）を算定していること

3. 加算額 訪問看護医療情報連携加算 1,000 円／月

訪問看護医療情報連携加算の算定にかかる掲示

江東区医師会訪問看護ステーションでは、訪問看護医療情報連携加算の算定にあたり、以下の体制を整備しています。

1. ICT を活用した情報共有体制

使用する情報共有サービス：メディカルケアステーション（MCS）

MCS を活用し、連携する医療機関等と利用者様の診療情報・ケア情報を共有しています。

主な情報共有体制は以下のとおりです。

- 共有された利用者様の診療情報等は、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーに保管されています。
- 情報を共有できる参加者の範囲を、必要に応じて設定することができます。
- 参加者は必要な情報を常時閲覧・取得でき、利用者様ごとに情報を時系列で確認することができます。
- 参加者間で、必要な診療情報を適時共有することができます。

2. 主な連携機関

当ステーションでは、以下の保険医療機関等と連携しています。

- 永田医院（保険医療機関）
- 医療法人社団順晃会 稲見内科医院（保険医療機関）
- 医療法人社団 たち内科小児科クリニック（保険医療機関）
- 医療法人社団新巧会 小林クリニック（保険医療機関）
- なないろハートクリニック（保険医療機関）

3. 情報の安全管理について

利用者様の診療情報等を適切かつ安全に取り扱うため、以下のガイドライン等を参考に運用しています。

- 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（HISPRO）が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」における、プライベート SNS に関する事項
- 厚生労働省が定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

また、連携機関との連携体制を構築し、実際に利用者様の情報を共有している連携機関については、当ステーション内の見やすい場所に掲示しています。

これらの掲示事項は、当ステーションのウェブサイトにも掲載しています。

掲載ウェブサイト：<https://www.koto-med.or.jp/citizen/nurse.html>

今後も、医療機関等との情報連携を適切に行い、利用者様の状態や療養環境に応じた、より質の高い訪問看護の提供に努めてまいります。